

75歳からの 後期高齢者医療制度が始まります

これまでの老人保健制度に代わるものとして、新たにつくられる
独立した医療保険制度「後期高齢者医療制度」が、平成20年4月からスタートします。

問 国保年金課 ☎(内)214・829・835
埼玉県後期高齢者医療広域連合 ☎048-833-3222

後期高齢者医療制度は、誰もが安心して医療を受けることができるように、高齢者世代と現役世代の医療費負担を明確にして公平で分かりやすい制度にすること、財政運営の責任主体(広域連合)を新たに設けることにより、保険財政の安定化を図ることを主な目的として生まれました。その制度の概要をお知らせします。

◎被保険者

75歳以上の方(65歳以上で一定の障害があると認定を受けた方)は全員、これまでの国民健康保険、健康保険組合や共済組合などの被用者保険(被扶養者であった方を含む)の資格はなくなり、後期高齢者医療制度に加入することになります。

被保険者となる日は、次のとおりです。

- ①現在75歳以上の方(生活保護受給者等を除く)は、平成20年4月1日から
- ②平成20年4月1日以降75歳になる方は、75歳の誕生日から
- ③75歳以上の方が、広域連合の区域内(埼玉県)に転入してきたときは、その日から
- ④65歳以上で一定の障害のある方は、申請して認定を受けた日から

※65歳以上75歳未満で一定の障害認定を受けている方は、申し出により加入・非加入を選択できる場合があります。

◎窓口での自己負担

被保険者の方が医療機関等の窓口で支払う自己負担の割合は、これまでの老人保健制度と同様にかかった医療費の「1割」となります。ただし、一定以上の所得がある方(現役並み所得者)の自己負担の割合は「3割」となります。

現役並み所得者とは

同一世帯に、課税所得145万円以上の所得のある被保険者がいる方は、一定以上(現役並み)所得者となり、自己負担の割合は「3割」となります。

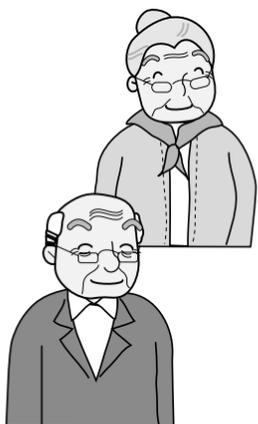
ただし、前年の収入合計額が、

- 被保険者単身世帯の場合……………383万円未満
- 被保険者2人以上世帯の場合……………520万円未満

の方は、申請し認められると「1割」負担になります。

◎給付内容

これまでの老人保健制度と同様に、高額医療費などの給付を受けられるほか、介護保険サービスの利用料と医療費の自己負担額の合計が高額になったときに、決められた限度額を超えた分を支給する高額介護合算療養費が新たに設けられます。



新たに発行される保険証イメージ

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 平成21年 7月31日
被保険者番号 12345678
住 所 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3-14-1
氏 名 後期 太郎 性別 男
生 年 月 日 昭和 8年 4月 1日
資格取得年月日 平成20年 4月 1日
発 効 期 日 平成20年 4月 1日
交 付 年 月 日 平成20年 4月 1日
一部負担金の割合 1割
保 険 者 番 号 12345678
保 険 者 名 埼玉県後期高齢者医療広域連合

◎保険料

保険料は、運営主体となる各都道府県単位の広域連合で原則として区域内で均一の保険料率を設定し、均等割額と所得割額を合計して個人ごとに計算します。

保険料=均等割額(1人当たり4万2,530円)+所得割額((総所得-基礎控除33万円)×所得割率7.96%)

被保険者一人一人が負担し、今まで健康保険組合や共済組合などで被扶養者となっていた方も負担します。

保険料の納付は、介護保険料とともに年金からの天引き(特別徴収)となります。ただし、天引きできなかった方は、納付書または口座振替などにより、市へ納めていただきます(普通徴収)。

※年額18万円(ひと月1万5,000円)以上の年金を受給している方は、年金から天引き(特別徴収)されます。ただし、介護保険料と合わせた合計額が年金額の2分の1を超える方は、普通徴収となります。

保険料の軽減措置

・被扶養者であった方

これまで健康保険組合や共済組合の被扶養者であった方は、「加入から2年間は、被保険者均等割の半額」に軽減されます。ただし、平成20年4月から9月までは保険料がかかりません。その後、10月から平成21年3月までは、保険料(均等割額)の9割が軽減されます。翌年1年間は、当初の保険料負担(均等割)の半額になります。

・所得の少ない方

所得額が一定基準額以下の方は、世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額分を軽減する措置があります。

- 「7割」軽減…基礎控除額(33万円)を超えない世帯
- 「5割」軽減…基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)を超えない世帯
- 「2割」軽減…基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の被保険者数(本人を含む)を超えない世帯

保険料の目安(単身世帯で収入が公的年金のみの場合)

公的年金収入(万円)	所得割額(円)	均等割額(円)	年額保険料(円)
0~140	0	12,750	12,750
154	790	12,750	13,540
169	12,730	34,020	46,750
200	37,410	34,020	71,430
204	40,590	42,530	83,120
240	69,250	42,530	111,780
280	101,090	42,530	143,620
320	132,930	42,530	175,460
360	158,800	42,530	201,330

◎運営主体

埼玉県内全市町村で構成する「埼玉県後期高齢者医療広域連合」が、保険料の決定、賦課の決定、医療費の支給などの事務・財政運営を行います。

市は、保険証などの引き渡し、加入などの申請や届け出の受け付け、保険料の徴収などを行います。

◎保険証の交付

被保険者一人一人に被保険者証(カード型保険証)が交付されます。保険証は、平成20年3月下旬に発送を予定しています。